

令和4年度第3回千葉県総合支援協議会相談支援専門部会 議事概要

1 日 時 令和5年2月2日(木) 午後3時から5時

2 場 所 千葉県教育会館 本館6階608号室

3 出席委員

寺田部会長、飯田副部会長、朝比奈委員、伊藤委員、尾出委員、小池委員、坂口委員、佐藤委員、館山委員、田中委員、山岡委員、山崎委員、渡辺委員

4 議 事

(1) 計画相談支援事業所等に対する調査結果及び機能強化に向けた検討について
事務局から資料1-1、2により説明。

[質疑]

- ・ 調査結果を興味深く見せていただいた。資料1-2に圏域別の詳細な資料があるので、山武圏域に持ち帰り支給者数等と照らし合わせると様々な偏差が見えてくる。圏域に持ち帰って検討したい。
事業所内での事例検討については、どのような形態で行われているか、より深堀りする必要がある。(山岡委員)
- ・ 発達障害の児童が非常に多い。診断が出ているのか、グレーの部分も含まれているのか。(館山委員)
 - 調査の区分は、国の福祉行政報告例の区分をそのまま用いている。国の定義でも発達障害の詳細な内容は記載されていない。したがってグレーの部分も含まれていると思われる。(事務局)
 - 学校等教育の現場でどうしたらよいのかという事例は多い。教育だからということではなく、いつでも相談できるという状況を作っていかなければならない。
(館山委員)
 - 困難事例でも発達障害の事例は多い。地域の協議会でも研修等の受講希望が多い。
(寺田部会長)
- ・ モニタリングの課題は多数の回答があるが、報酬の水準とともに請求もできないという課題もあるという理解でよいか。(朝比奈委員)
 - 今月は多忙であるといった事業所側の理由では、モニタリング月の変更は原則としてできない。ケースが訪問させてくれないといった理由によるモニタリング月の変更は可能であるが、理由書を市町村に提出しなければならず、事務が煩雑になっているという現状がある。(事務局)
- ・ 利用登録者数と計画相談数とは異なるのか。
発達障害については早期療育が重要である。診断から相談につながっているかはよく見ていく必要がある。(田中委員)
 - 計画相談支援等の事業所はサービス利用計画等を作成する機能とともに、基本相

談に対応する機能を有している。サービス利用計画等を作成するのみでなく、こうした計画を作成しなくとも、ずっと関わり続けるという相談支援の機能を持っている。(事務局)

→ 基本相談の中で、障害児については母子保健など地域とつながっていくということはよいことであり、他分野とつながっていくことは重要である。(田中委員)

- ・ 経営状況について、算出不可といった事業所もあり、もっと分析が必要である。報酬も上がり加算も増えた、収支がプラスになったという事例も聞いている。併設である事業所は按分率の問題もある。何がこのような状況にしているかを発信していただけたらと考える。(飯田副部長)

→ それは部会で作っていくのが良いのではないか。収支については設問等をどうしたらわかるか、一緒に考えていってはどうか。

収支について報酬増額の要望はずっと出ている。厚労省は要望の一部は汲み取るが、一方でマイナスの改定をする。全体は増えない。機能強化などは取ればプラスとなるが、とらなければマイナスとなる。巧妙な報酬体系である。よく見ていかなければならない。障害者計画の中に国への要望という記載は数多いが、どういう場、どういう内容で要望していくか、他の部会を含め検討する必要がある。(寺田部長)

- ・ 報酬について、機能強化ⅠやⅡの事業所は少ないが、一方で機能強化の適用について現場の誤解がある。今では機能強化をとれるのではないか。Ⅳがとれていない事業所もある。こうした誤解を解いていくことを基幹相談支援センターから発信してはどうか。千葉市でも課題意識をもっているが、全県的な課題ではないか。(伊藤委員)

→ 基幹相談支援センターとの連携について、実感でも半数だが、調査の回答も半数である。データから見えてくることを地域で取り組んでいく必要がある。(山岡委員)

→ 報酬について機能強化なしが75%。区分を上げて、常勤1名のケースワーカーが雇えない。こんなおかしな話はない。(寺田部長)

→ 県でも要望を行っているが、同じ内容で要望してもなかなか通らないため、要望の仕方も変えていく必要がある。現場の意見を聞きながら実施していきたい。

(鈴木課長)

- ・ 自法人のサービス利用について、障害児は利用率が低い、1週間のうち5日は自法人、1日は他法人であると非該当となってしまう。障害児支援の場合、利用者が成人になるとその分のサービスを埋めていく現状がある。もっと掘り下げてみていく必要がある。自法人のサービス利用が悪いのではなく、子供のニーズに則してサービス提供する必要がある。

国の調査区分について難病がないのは疑問である。障害児については医療的ケア児の状況等を把握する必要がある。(田中委員)

(2) 基幹相談支援センターに対する調査結果を受けた具体的な取組について

事務局から資料2-1、2により説明。

[質疑]

- ・ 研修の実施について、予算規模が大きくなってくるとセンター長も自センターの組織運営のみでなく、地域全体を見渡した組織運営が求められてくる。こうした視点か

ら基幹相談支援センターだけでなく、にも包括、障害者就業・生活支援センターなど市町村域ではなく障害保健福祉圏域をどのようにマネジメントしていくのかが求められており、基幹相談支援センターで閉じた研修ではなく生活困窮者等も含めた開かれた研修とすると、地域を育てることにつながるのではないかと。

他県の市では、基幹相談支援センターが計画相談支援の職員を受け入れて業務を行ってもらい、その後に開設させるといった事例もある。各相談員レベルでなく事業所単位の開設前からのバックアップ、こうした視点からの取組にもつながっていく。

(朝比奈委員)

→ 職員の受入の事例については、基幹相談支援センターがサービス利用計画案を策定していると想定され、これはこれで議論が必要と考える。また、関連領域については行政もあってよいのではないかと。センターの使命と役割のとらえ方が委託元と委託先で異なってしまうことがある。(寺田部会長)

→ 我孫子市では、計画相談支援事業所が7か所あるが、このうち5か所は計画相談支援だけでは運営が困難であることから、委託相談を市からお願いし、まちかど相談室として運営している。また、事業所のスタートの段階では、行政との関係性も作りたいし、専門職員も作りたいことから、市の臨時職員として一定期間採用して、ひととおり業務を行ってもらい、それから相談支援の現場に出てもらうという方式を採用した。こうした方々は現在、計画相談の現場で中心となっている方々となっており、共通認識を持って取り組んでいる。(小池委員)

→ 市で民間を育成した事例であり、非常にユニークな取組だがこうした取組は重要である。(寺田部会長)

・ 相談件数のカウント方法について、今までは福祉行政報告例に沿って行っていたが、全ての件数をカウントするとなると記録がとれないのではないかと。(伊藤委員)

→ 市川市では電話を受けながら記録している。記録のボリュームの問題ではないかと。

(朝比奈委員)

→ 同じ案件で電話が10件かかってきても1件しか記録していない。中核地域生活支援センターではどうか。(伊藤委員)

→ 対応はセンター間で分かれている。(朝比奈委員)

→ 相談があったということは記録しなければならないと考える。記録のボリュームについては、同じ案件は1時間の対応でもいつもの話といった記載でよいのではないかと。(寺田部会長)

→ 記録の有無は後で効いてくることがあり、孤独死などの事案ではこの時期にどれだけ電話があったかということや、どういう発信をその方がしていたかということは無意味とは言えない。(朝比奈委員)

→ 精神障害の場合、相談件数そのものに意味があるということがある。(寺田部会長)

(3) 市町村等の自立支援協議会との連携について

事務局から資料3により説明。

[質疑]

・ 委員が出席することで、県で何か行ってくれということもあるだろうが、それはひ

いては地域の課題でもある。(寺田部会長)

- ・ 県も含めた他圏域の活動は市町の担当者レベルでも関心が高い。(山岡委員)

(4) 令和5年度重点事業について

事務局から資料4により説明。

(5) その他

- ・ 研修について、看護協会では医療従事者等を対象とした研修を行っているが、権利擁護の問題は大前提となるため、初任者研修等でしっかり行っていただくとともに、管理者研修では報酬改定の内容等も理解できるようなものがよい。政策要望等を行うに当たり効果をデータで示せることも重要となってくる。(渡辺委員)
- ・ 基幹相談支援センターが研修を受けて、地域の相談支援事業所と連携して取り組めると効果的である。(山崎委員)
- ・ 計画相談支援事業所等でも困難事例を抱えており、基幹相談支援センターがバックアップできることは重要である。(尾出委員)
- ・ 報酬改定については国の政策に右往左往しているが、要望等を行うにしてもエビデンスを積み上げていくことが必要となっている。(坂口委員)
- ・ こども家庭庁が4月から創設となる。障害児支援も同庁の担当となり、部会として取り組むべき課題は取り組んでいかなければならない。(田中委員)
- ・ 相談支援専門員の研修に長い間携わっているが相談支援は要であると言ってきた。サービス利用の入口でもあり、途中でモニタリングを行い、出口まで付き合う大きな役割を担っている。

平成7年から国が障害者のケアマネジメントの検討を開始し、ここから相談支援に携わってきた。全国的に普及活動も行ってきた。県内にも中核的な人材が育ってきた。千葉県では研修は県内人材で行ってきたという大きな特徴がある。人材を育てていくことは重要である。

地域ニーズを把握し課題解決を図っていくことがこの部会の使命である。国で決めたことでも県や市町村のレベルで工夫できることがある。(寺田部会長)

※次回は令和5年7月頃に開催予定。